

改正

平成18年 3 月29日条例第17号

平成18年 9 月21日条例第42号

平成19年 3 月26日条例第17号

平成20年 3 月26日条例第14号

平成22年 3 月26日条例第 7 号

平成25年 3 月28日条例第 5 号

平成26年 9 月30日条例第21号

平成28年 9 月30日条例第28号

二本松市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、重度心身障がい者に対し、医療費の一部を給付することにより、重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が 1 級又は 2 級のもの
- (2) 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年 2 月 1 日付49児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度が A のもの
- (3) 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が 3 級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。）のもの
- (4) 療育手帳所持者であって、その障害程度が B で、かつ、身障手帳所持者であるもの
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が 1 級のもの
- (6) 保健福祉手帳所持者で、その障害等級が 2 級又は 3 級のものであって、身障手帳所持者又

は療育手帳所持者であるもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「保険者等」とは、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により医療に関する給付を行う国、地方公共団体、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。

4 この条例において「重度心身障がい者医療費」とは、次に掲げる額から保険者等の負担による付加給付等の額を控除した額をいう。

- (1) 重度心身障がい者が保険医療機関等で医療を受ける際、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により、当該保険医療機関等に支払わなければならない一部負担金又は費用徴収金で、かつ、別表第1に定める額。ただし、保健福祉手帳所持者（第1項第1号から第4号までに該当する者を除く。）にあつては、別表第2に掲げる疾患による入院に係る費用を除く。
- (2) 前号の一部負担金又は費用徴収金に保険者等が負担すべき高額療養費がある場合は、市長が規則で定めるところにより算定した額
(医療費の給付)

第3条 市は、市の区域内に住所を有する重度心身障がい者に規則で定める手続に従い、重度心身障がい者医療費（以下「医療費」という。）を給付する。ただし、次の各号のいずれかに入所、入院又は入居（以下「入所等」という。）をしている重度心身障がい者にあつては、当該入所等の前に市の区域内に住所を有した者（継続して2以上の入所等をしている重度心身障がい者にあつては、最初の入所等の前に市の区域内に住所を有した者）は、市の区域内に住所を有していてもこれを除くものとし、当該入所等の前に市の区域内に住所を有していなかった者（継続して2以上の入所等をしている重度心身障がい者にあつては、最初の入所等の前に市の区域内に住所を有していなかった者）は、市の区域内に住所を有していてもこれを除くものとする。

- (1) 病院又は診療所

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（同法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定による入所措置が採られた場合に限る。）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項の厚生労働省令で定める施設又は同条第11項に規定する障害者支援施設
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置が採られた場合に限る。）
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第22項に規定する介護保険施設
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居
(給付の制限)

第4条 前条に規定する重度心身障がい者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるときは、給付をしない。

2 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けられる資格がありながら、その認定を受けていない者（認定を受けた後は、その認定申請を撤回した者を含む。）について、総医療費の1割を超えるものは、給付をしない。ただし、第2条第4項第2号の規定により算定された額がある場合は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条に定める額を超えるものは、給付をしない。

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けたときは、給付をしない。

(譲渡又は担保の禁止)

第5条 医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(第三者行為による医療費の返還)

第6条 市長は、重度心身障がい者が第三者の行為により、疾病又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として医療費の返還を求めることができる。

(不正行為による医療費の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費の給付を受けた者がいるときは、その者から当該給付を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の二本松市重度心身障害者医療費の給付に関する規則（昭和49年二本松市規則第8号）、安達町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年安達町条例第21号）、岩代町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年岩代町条例第30号）又は東和町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年東和町条例第37号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の二本松市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の規定は、平成18年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成18年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の二本松市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の規定は、平成18年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成19年条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の二本松市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用し、同日前における医療行為に係る医療

費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の二本松市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用し、同日前における医療行為に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定は、平成20年7月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成22年条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の二本松市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の規定は、平成22年4月1日以後の医療行為等に係る医療費の給付から適用し、同日前における医療行為等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日条例第5号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年4月1日から、第3条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第21号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第28号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	対象医療費
医療保険各法	・ 外来医療費 法に定める一部負担金の額 ・ 入院医療費

	法に定める一部負担金の額 ・訪問看護に要する費用 法に定める一部負担金の額
その他医療に関する 法令等	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条による自立支援医療費の算定に係る負担額 ・その他公費負担医療費に係る費用徴収金又は一部負担金の額

別表第2（第2条関係）

区分	疾患名
統合失調症	統合失調症
躁うつ病	躁うつ病、躁病、うつ病等
脳器質性精神障害	老年痴呆、脳血管性痴呆、器質性精神病等
中毒性精神障害	アルコール依存症、覚せい剤中毒等
その他の精神病	非定型精神病、心因性精神病、統合失調感情病等
精神遅滞（知的障害）	精神発達遅滞等
精神病質	人格障害等
てんかん	てんかん等
その他の精神疾患	心因反応、注意欠陥多動性障害、食行動異常症（神経性食思不振症、神経性過食症）、神経症性障害等
発達障害	自閉症等